

愛知県公文書館研究紀要 創刊号（二〇一三年三月発行）

「天孫本紀・尾張氏系譜」についての若干の考察

福岡 猛志

「天孫本紀・尾張氏系譜」についての若干の考察

福岡 猛志

はじめに

尾張の古代史を論じる場合、尾張氏の分析を欠くことはできない。この尾張氏をめぐる論点の一つに、尾張氏は、大和葛城を発祥の地とするのか、地元尾張で自生した氏族なのかという問題がある。

この点について、かつては、本居宣長『古事記伝』⁽¹⁾の所説以来の、葛城発祥とする「不動の定説」⁽²⁾と言うべきものがあつた。

この状況に一石を投じたのが、新井喜久夫で、宣長が依拠した『先代旧事本紀』の一部をなす「天孫本紀」の「尾張氏系譜」（文章系譜）の史料批判を通して、地元発祥説を唱え、以後の尾張氏研究に大きな影響を与えることになつた。⁽³⁾

新井がそのことに触れず、他の論者もあまり注目していないが、実は、新井論稿以前に地元発祥を論じたものとして、松前健の「天照御魂神考」⁽⁴⁾がある。論文の主題が発祥論にあつたのではないこと、また宣長説に対置する形で述べられていないことから、見過ごされていた可能性がある。

松前自身のその後の論稿においては、尾張本貫説に立って、尾張氏の動向を詳しく論じているが、新井論文については、尾張本貫説であることを指摘するのみで、その論理には触れていない。⁽⁵⁾

それはともあれ、新井は、既往の研究が主として『先代旧事本紀』の「天孫本紀」の「尾張氏系譜」を中心になされてきたのに対して、「記紀のみならず、天孫本紀・姓氏録等尾張氏関係史料を批判的に採りあげ、尾張氏の実体に迫る方法と考古学的研究成果を利用して尾張における尾張氏の立場など、あわせて考えること」を提起した―この提言は言うまでもなく正しい―のだが、まず「天孫本紀」を分析し、それによって「葛城発祥説」を否定し、「尾張発祥説」を議論の出発点に据えたのである。

本稿は、この出発点についての、ささやかな検討の試みである。

なお、新井論文と前後して、内川敬三が、熱田社と尾張氏の関係を論じる中で、尾張氏とは、大和から尾張に入国し、勢力をはった一族であると、「頭からきめてしまつてよいものであろうか」と問題を提起している。⁽⁶⁾

しかし、内川は、なぜか自ら設定したこの問題を検討せず、自答もしなかつた。

さて、新井がまず分析の手がかりとしたのは、「尾張氏系譜」の不連続という問題であつた。この点については、先行論者の栗田寛等にあつても意識されていたのだが、彼等は、文面上の不連続は、系譜作成上の不備であると考え、現実における連続性を追究したのである。

それに対して、新井は、文章系譜上の不連続を、現実の反映と考えたのである。そして、宣長は、この点に無頓着であつた。

この系譜は、文章で書かれている。そのまゝでは、人物の関係がきわめて読み取りにくい。そこで、何人かが「豎系図」化を試みているが、予断や推定を混じえず、文章の語るところを忠実に図化しているのは、「新井図」である。(ただし一点、六世代の「宇那比姫」が落ちてゐる。)

以下の行論の便宜のため、それを借用し、図1に掲げる。

一 栗田・太田・高群説

「尾張氏系譜」の切れ目に留意して、その「解決」を図ろうとしたのは、栗田寛・太田亮の両名である。その論旨を確かめておこう。

栗田寛の『栗里先生雑著』巻七は、「尾張氏纂記目錄・尾張連乃与都岐夫美・尾張氏纂記」の三部仕立てである。「与都岐夫美」が「世継文」であることは言うまでもないが、これは、後段の「尾張氏纂記」で詳論した内容を豎系図にしたものである。

「尾張氏纂記」は、「天孫本紀」の文章系譜に、『新撰姓氏録』等に見られる同祖関係の氏をすべて増補するなどしているものであって、その結果は、すべて「世継文」に反映されている。(後述のように、そこに齟齬をきたしているものも、散見されるが。)

では、栗田は、問題の不連続をどう説いたか。「大縫命、小縫命、誰人の子と云事伝なけれど、彦与曾命の子なる事決し」というのが、栗田の結論である。この「決し」は、同書の別の部分でのルビに従えば、「キハメシ」と読む。しかし、「キハメ」た理由については、何も述べられていない。

「世継文」全体を見ても、「纂記」での説明と異なるもの、「纂記」では触れずに、「天孫本紀」を勝手に改変したものなど、恣意性が目立つ⁽⁷⁾。問

題となる「不連続の関係」の部分を図2に示して、若干のコメントを付しておく。

(1) 「纂記」|| 大縫・小縫は、彦与曾命の子。

「世継文」|| 二人は、置部与曾命の子。

(2) 「天孫本紀」|| 乎止与命は十一世孫。父親との関係は不明。

「世継文」|| 乎止与命は、置部与曾命の子で、十世孫。

(3) 「天孫本紀」|| 淡夜別命は、弟彦命の子。

「世継文」|| 淡夜別命は、置部与曾命の子であるとともに、弟彦命とは、奇妙な系線で結ばれている。意味不明。

(4) 「纂記」|| 「弟彦命と妹比女命と相對へる名なれば、妹と一字を引はなしては読べからず」

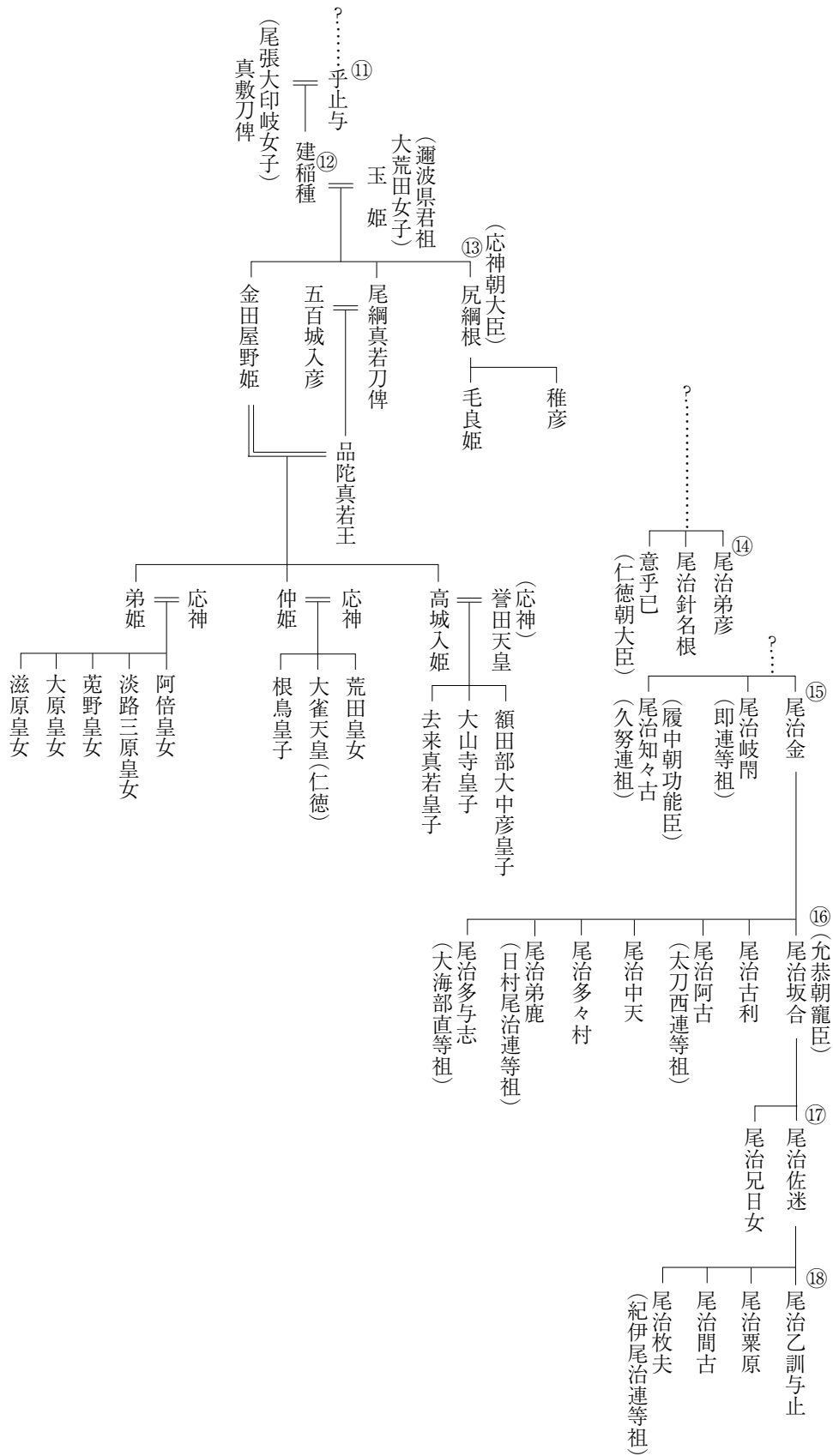
「世継文」|| 単に「日女命」(「妹」略)

※ 「纂記」の説は、「天孫本紀」の誤読。この位置の「妹」は続柄。

太田亮はどうか。太田もまた、「天孫本紀」の系譜について、「記紀姓氏録と対照して錯誤せる部分を訂正せる後にあらざれば史料として用ふべからず」として、訂正を試みる。

十一世孫乎止与命は、「誰の子なるか不詳。此系図十世までは父子系を尋ぬるを得れど此の処然らず、疑問とすべし。蓋誤脱あるか」と論じ、十二世建稻種命のところでは、いわゆる『寛平熱田縁起』を引き、宮酢媛は、「此の人の妹なるに此の系図に脱するは不思議と云ふべし」と言う。

以後、十三世孫までを「考定」し、本論を展開するが、「尾張家の本居は大和葛城なりてふ事」は、「先輩学者の既に考証されたる処なるが」、「本研究の先決問題である」として、系譜前半部を図示し、宣長等と同様の論拠で、葛城在住・尾張非存在を主張する。



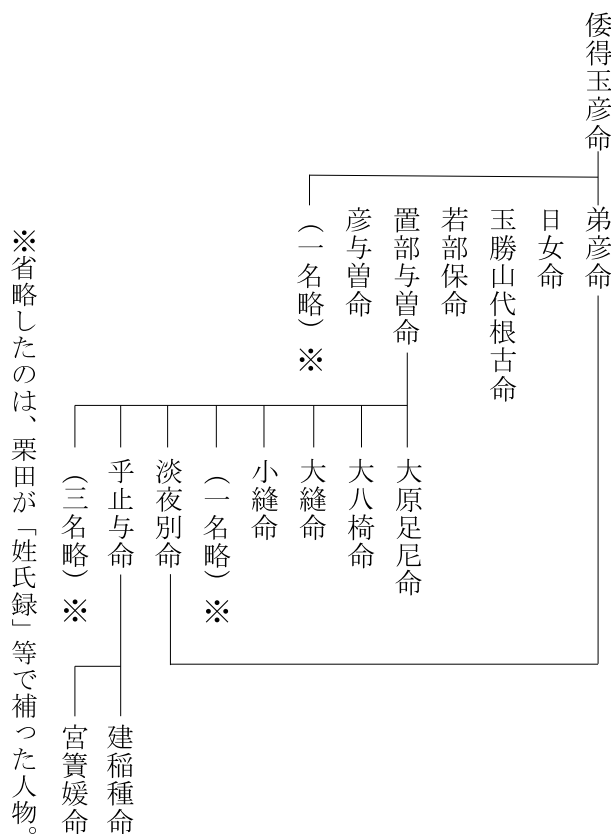


図2 「尾張連乃与都岐夫美」不連続の関係部分

問題は、乎止与命・建稻種命にある。系譜では、乎止与命の位置が不明だからである。だが、『寛平熱田縁起』により、建稻種命は景行朝の人と定め、九世孫弟彦命を、七世孫建諸隅命が孝昭朝大臣であることから、景行朝の人と推定する。(これが、弟彦公⇨弟彦命の伏線となる。)

そして『日本書紀』景行紀の、日本武尊に從った「美濃国有善射者」である弟彦公が、この弟彦命であることは「疑ひなし」とする。

また、弟彦命の異母弟の若部保命が「五百木辺連祖」であることにも注目する。各地の五百木部⇨伊福部は、姓氏録によれば、皆、「火明命之後」であるし、栗田寛も、伊福部氏の本貫を美濃としている。つまり若部保命は、美濃と関係が深い。そして、弟彦命の甥にあたる大八椅命は、「国造本紀」によれば、隣国の斐陀国造である。

さらに、八世孫倭得玉彦命が、崇神天皇の皇子八坂入彦命の従兄弟にあ

たることにも注目する。『日本書紀』景行四年条によれば、美濃国に八坂入彦が在住する。

この「八坂入彦」は、同一人物と見做すべきで、その母親は、尾張氏一族の大海媛である。

これらを勘案し、(乎止与の位置づけには苦勞しており、その一案についても、「この説甚薄弱なりと感ずれど他によるべきものなければ致方なし」と言っているのだが)乎止与は倭得玉彦と共に、八坂入彦命を奉じて東し、玉彦は美濃に止まり、自分はさらに尾張に進み、その国造に任ぜられた。そして大八椅は、飛驒の国造となった、というのが太田の推定である。

ただし、一つ問題点が残った。それは、乎止与の舅に、尾張大印岐があることで、尾張国名が乎止与以前から存在したことになるからである。尾張国名は、葛城尾張の地名を移したとみるべきであるから、乎止与の父祖の時代において、既に此の氏は此国に下っていたとしたければならないのである。

「されど此の尾張なる語(筆者注・尾張大印岐女子の「尾張」のことを指すか)は後世よりの追記なるやも計り難し、されば此の一事を以て、かゝる問題を決すべきにはあらず、後考を俟つべし」と、太田は説明を放棄した。そして、自らは、「後考」にとり組んでいない。この問題解決の「一案」とも言うべき宣長の説には、注意を払ってはいない。

なお、太田は「附記」として、次のように述べている。

○倭得玉彦の家(美濃に下りし尾張氏)は此氏の宗家、乎止与の家(尾張国造家)は分派。

これが元来の形。

○建稻種の日本武尊への従軍、美夜受比売が日本武尊の妃として神剣を

奉じたこと、稲種の娘所生の女子が応神天皇の後妃となるなど、乎止与の家は盛大を極めた。それに対し、倭得玉彦の家は、淡夜別の後、衰微した。

○その結果、宗家は自ら建稲種に移った。

○尾張氏の系譜の不備は、これに起因するものではないか。

これはこれで、系譜の不連続への一つの解釈であるが、「尾張」問題の「後考」とはなっていない。⁽⁸⁾

系譜の不連続に触れるところはないが、念のため尾張と葛城の關係に、独自の理論的立場から論じている高群逸枝の所論を見ておこう。問題関心の在り所が、宣長等とは異なっていることは明らかである。

「出雲神系の高尾張の開拓族である農民の一部が分岐して尾張地方に移住、開墾に従事し、その首長を尾張大稲置といたのであるが、そこへ最初葛城地方で此族を混血した火明系は、更にその縁故を辿って、長驅して尾張地方へ移住し来り、稲置族と婚し、完全に其族を祖変せしめて、ここに火明命を祖とする尾張国造家が成立を見たわけである。」というのが、高群の結論である。

高群説によれば、葛城地方からの尾張への進出は二段階を踏むことになる。尾張大稲置も、根っからの土着勢力ではない。乎止与命以前の、尾張地名の存否如何という、太田等を悩ませた問題への、一つの「解答」にはなっていると言えるであろう。

二 宣長説の確認

栗田・太田等が、「尾張氏系譜」の不連続について苦勞したの対し、本

居宣長は、その点に関心を寄せていない。『古事記』理解のための、膨大な参照・注釈にとつて、此事とも言うべき事項だったのでないか。

『古事記伝』に見る宣長の、尾張氏本居論は、次の通りである。

「此氏の本居は、大和国葛城なり、然云故は境原段に、此氏人に葛城之高千那毘売と云あり」と、まず言う。これは、『古事記』孝元天皇段に「尾張連等之祖、意富那毗之妹葛城之高千那毗売」とあるのを指す（傍訓省略、以下同じ）。

次いで、「天孫本紀」の「尾張氏系譜」中の人名をあげる。すなわち、「三世孫天忍人命……異妹角屋姫亦名葛城木出石姫為妻」、「天忍男命……葛木土神劍根命女賀奈良知姫為妻」、「四世孫瀛津世襲命亦云葛木彦命尾張連等祖」、「七世孫建諸隅命……葛木直祖大諸見足尼女子諸見己姫為妻」がそれで、（宣長は落しているが、他に、「四世孫……孫天戸目命……葛木避姫為妻」、「七世孫……妹大海姫命亦名葛木高名姫命」がある。）本人の「亦名」が葛木、妻が葛木氏の二通りの場合がある。天忍人命は、異母妹である角屋姫を妻としているが、その異母妹妻の亦名が葛木である。人名は、地名と関連する。

地名についても、『日本書紀』（神武即位前紀）の、「高尾張邑或本云葛城邑也」と「高尾張邑、有土蜘蛛……皇軍結葛網、而掩襲殺之、因改号其邑曰葛城」という二つの記事をあげている。

さらに、『日本三代実録』（貞観六年八月八日条）の「尾張国海部郡人治部少録従六位上甚目連公宗氏・尾張医師従六位上甚目連公冬雄等同族十六人、賜姓高尾張宿祢、天孫火明命之後也」を引く。

他に関説するところもあるが、宣長説の要点は、以下の三項目に集約される。

第一。『古事記』および「尾張氏系譜」によれば、この氏人の中には、「葛

城(木)の名を負う者(「亦名」を含む)があり、「葛木」氏の女性を妻とする者が見出される。これは、この氏が葛城の地に居住していたことを示す。

第二。『日本書紀』神武即位前紀で、葛城の地に「高尾張邑」があったことがわかり、葛城と尾張の関係の深さが確かめられる。

第三。『日本三代実録』によれば、甚目連公は、火明命の後であることよって高尾張宿祢を賜わったのだが、(火明命の後は、尾張氏に他ならないから)「尾張と高尾張と、別ならざる事を知るべし」である。

これらの史料により、尾張氏の本居は、葛城であると判断しなければならぬ。

なお、太田の疑問にも関わりながら、あまり論評もされていないが、ここで宣長は、大変興味深い論を展開している。

すなわち、「高尾張と云は、葛城の本名と聞ゆれば、国名の尾張は、此高尾張より出て、其は此氏人の葛城より出て、彼国に下住居し故に、其本居の名を取て、国名とせるかと思へども、然には非じ、かの神武卷の趣は、一の伝へにて、実は天火明命の子孫、葛城に住居けるが、尾張国造になりて、彼国に下り居住し人ありし縁によりて、其国名を取て、本居の葛城を、高尾張邑とも云けむを、誤て本名の如く伝へ云しなるべし」と言うのである。

「とまれかくまれ、葛城に高尾張てふ名のあるは、此氏の本居なる由縁なる事は、違はざるなり」——これが宣長の結論である。⁽⁹⁾

三 尾張発祥説Ⅱ新井喜久夫

新井喜久夫は、自らの「尾張氏論」を展開するにあたって、まず「天孫本紀の尾張氏系譜」の構造分析を行った。注(3)に掲げたごとく関連する三つの論稿がある。

第一稿において、「尾張氏系譜」の、前・後部不連続の指摘に基づいて、尾張氏の地元自生説を主張し、関連史料・考古学調査の成果によつて、それを補強した。

第二稿は、シンポジウムにおける発言だが、「尾張氏系譜」を豎系図として表示しつつ、一般向けに、これを解説した。

第三稿は、自治体史の一部として、自説を展開し、また、いわゆる『海部氏勘注系図』によつて不連続を解消する見解を、批判した。なお、第二稿において提示した豎系図を再掲している。

新井は、宣長の主張を支える根幹である「天孫本紀」の「尾張氏系譜」を、宣長とは異なる視点で分析し、これが、十一世乎止与命を境に、前後に二分されることを、以下の論拠をもとに主張した。

① 一世・二世と同様に、十一世(乎止与)と十二世(建稲種)が、それぞれ一人ずつであること。系図というものの本質からすれば、世代を遡るにつれて、人数が少なくなるのが一般的で、一人ずつというのは、起点を示すものである。

② 十一世乎止与命と十二世建稲種命は、それ以前とは全く異なり、はじめて尾張に関係する人物として登場する。

③ 十一世乎止与命は、十世孫の誰の子か注記されていない。つまり、十

世と十一世の間がうまく接合していない。

④「国造本紀」に、「尾張国造 志賀高穴穂朝以天別天火明命十世孫小止与命 定賜国造」とあるから、乎止与命は、尾張氏の一つの起点を示す人物であると考えてよい。

これらの点からすれば、乎止与を起点とする系譜がまず最初に成立したと考えられる。宮酢姫の名が見えぬのは、かえってこの系譜成立の古さを証するものである。

このように論じた新井は、系譜の前半部については、やがて、乎止与命の上に、比較的単純な後半に比べ、はるかに壮大な火明命以下十世代の系譜が加上されたと考える。そして、以下のごとく論を進める。

尾張氏の系譜が、このように二段階に分割され、後半は、そこから一つの系譜が始まることを示しており、それは尾張の地と深く関わるものであること、(尾張に勢力を張る尾張氏が、その地における起点を示す系譜を有しているということ)これを理解しようとするれば、尾張氏の尾張における自生説を採らざるを得ない。

それに基づいて前段を理解しようとするれば、『記紀』に見られる天皇家との婚姻関係も踏まえて、尾張氏の大和への進出の結果と見るべきであろう。尾張氏は、葛城の地に、拠点・出先機関を置くことによって、葛城氏と関係が生じたと見るのである。

他史料の理解、考古学上の知見の援用などがあるが、新井の出発点は、「尾張氏系譜」の理解であり、宣長とは、「同じ土俵」で、正反対の結論を導き出したのである。

『新修名古屋市史』において、新井は、自らの学説について、「近年、宣長の依拠した尾張氏系譜を批判的に考える立場から尾張発祥説が台頭して

きた」と述べている。⁽¹⁰⁾「自治体史」として「客観的」表現をとっているが尾張発祥説のキーポイントが、考古学の成果ではなく、「系譜」にあることを、自ら確認していると言えよう。

新井の提唱以降、考古学者の論稿を含めて、大勢は、尾張氏尾張自生説に傾いているように思われる。

四 新井説への批判

新井説に対して、直接その名をあげて批判を加えているものに、宝賀寿男『古代氏族の研究』②尾張氏―后妃輩出の伝承をもつ雄族⁽¹¹⁾がある。

宝賀の論説は、私にはとてもわかりにくいのだが、「尾張氏族の東遷と尾張国内での移遷」という項目で、新井をとりあげている。

「尾張国造家の故地は大和の葛城地方」で、「その主な論拠は『天孫本紀』所載の尾張氏系図」であるとしつつ、重松明久説や新井説に論及し、「これらの内容を検討してみると、『天孫本紀』所載系図には疑問の箇所も多々あってそのまま依拠することはできないのは確かであるが(中略)そうだととしても、従来通説がやはり妥当だと考えられる。以下にその検討の概要を示す」とある。

われわれは、当然のことながら、大和故地論の主な論拠となる「尾張氏系図」の、多々ある疑問を解決し、通説が妥当である所以が略説されるものと期待するのだが、宝賀が提示した「概要」は、次の二点である。

一、尾張氏に見られる強い海人性を考慮すると、この種族が日本列島に渡来して以降は、北九州海岸部から長い年月をかけて列島内を東漸してきた移遷経緯は否定できない。(つまり、尾張氏は、渡来種族の一

派であり、それが東漸したというのである。」

二、博多湾沿岸部の筑前国那珂郡が、わが国海神族の起源地かつ本拠地であり、大己貴神が拠った「葦原中国」は、この海神族の国である。

この海神族の大己貴神の流れが、出雲や畿内、さらには東国の各地に分出して行った。

この二点から、どうして、尾張氏の葛城から尾張への移住説の主な論拠となる尾張氏系譜に存する疑問点を解決したことになるのか、私には、皆目見当がつかない。

しかし、宝賀は、この「論拠」を以て、系図の古い部分を後世の造作・加上とみる新井を、次のように批判する。

有力な古代諸氏を含み相互に深く関連する尾張氏初期段階の系譜作成は、古代人に求めること自体が当時の能力を遥かに超えており現実離れをしているので、「この辺は抽象的な観念論、存在否定論にすぎず、戦後の津田史学の悪影響が端的に出ている。」

この古代人作成不能論は、太田亮説のバリエーションのようにも見えろが、太田の場合は、『先代旧事本紀』を造作した作者の、他の部分で見せた無能振りからすれば、このような整った系譜は作れないというものがあった。

念のため言えば、後述する上遠野浩⁽¹²⁾の他氏族系譜の篡奪論に対しては、この「無能力論」は、意味を持たない。

なお、宝賀は、景行朝当時は、「尾張」ではなく「尾治」と表記されたものと「考え」、「出土木簡の表記では、当初は『尾治』であり、天平頃から尾張に変わる事情がある」と言う。

「尾治」であれ「尾張」であれ、「景行朝」に文字が使用されたという学

説を、寡聞にして私は知らない。「ヲハリ」表記の最古の木簡は、現在までのところでは「尾張」である。併用されたい「尾張」と「尾治」が、「尾張」に統一し公定されたのは大宝年間であり、以後木簡に頻出する「尾張」を、何故「天平頃」まで下げねばならぬのか。

いずれにせよ、宝賀の新井批判の根は、揺らいでいると思う。

田中卓「真清田神社の創祀と発展」⁽¹³⁾は、尾張氏大和発祥説の立場から尾張氏の動静を論じ、真清田神社が、尾張に定着した同氏族によって創祀されたことを論じたものである。

新井説には論及していないが、内容上、それを否定するものとなっている。と言うよりも、『記紀』を根幹において信用する立場から、新井説を問題にしないと言うべきであろうか。

田中の論理を、私なりに整理してみる。

まず、十一世孫乎止与は、尾張の地名を負う真敷刀俤を妻としているから、尾張氏の尾張定住は、これ以前のことと見做さなければならぬ。これは、分析の起点（前提）として考えなければならぬ。（実は、宣長説では、これは、「然には非じ」であった。）

一方で、『記紀』との整合性を考慮することで、系譜に見える八坂入彦・弟彦の美濃在住を確認し、これを四道將軍の發遣と結びつけて理解する。すなわち、八坂入彦と倭得玉彦が、武渟川別命の軍団の一員として、従軍し、その結果として、八坂入彦は美濃に定着し、倭得玉彦は進んで尾張に定着した。

乎止与は、倭得玉彦の曾孫であるから、その頃までには、尾張の地名も定まっていたであろう。先に述べた「前提」は、問題なく、説明がつく。

田中はさらに、乎止与の国造任命に言及し（『国造本紀』の援用）、建稲

種の日本武尊東征への従軍（『寛平熱田縁起』の援用）との関連で、これを解釈する。つまり、乎止与は、建稲種とともに、日本武尊の東征に従軍し、そのことへの褒賞として、国造に任命されたとするのである。

国造制成立期に関する近年の研究動向や、『寛平熱田縁起』の史料批判の問題などをひとまず措けば、まとまりをなしている。

太田亮を引き継ぐ有力な見解だが、系譜の不連続についての説明はない。ただし、田中自身は、『田島氏系譜』および『海部氏勘注系図』では、系線で結ばれていることを根拠に、（一応慎重に点線を用いているが）連続するものとして、論を進めている。

私は、この二つの史料を根拠にはできないと考えている。

『田島氏系譜』⁽¹⁴⁾の成立年代は不明だが、十八世にあたる「多々見」に「年魚市評督 板蓋宮朝奉齋熱田神宮」という評制下の注記があることから、古態を反映したものと考えられるが、田島家は、熱田社の祝師職を世襲する家柄であるから「尾張氏系譜」には本来載せられていなかった宮簀姫を記入していることにも現れているように、尾張氏自体の系譜が問題なのではなく、宮簀媛の後裔であることが大切なのであって、それ以前を厳密に表現しているとは、断言できない。

『海部氏勘注系図』（『籠名神宮祝部丹波国造海部直等之本記』⁽¹⁵⁾）について、新井は、明らかに尾張氏系譜をもとに作成されたものであり、現存の写本は江戸時代前期の書写本で、相承関係に多種の異説を掲げ、かなりの混乱を示しているのは、尾張氏系譜に本来あった不連続を解消しようとして、後世さまざまな試みが行なわれた結果であるとして、これに拠ることを否定している⁽¹⁶⁾。

近世の写本であることが、直ちに内容の古さを否定するものではないし

（『古事記』の最古の写本は、応安年間のものである。）雑多な書き込みは、必ずしも不連続解消の試みの破綻を示すものとは思われない。

また、尾張氏系譜を利用した節は⁽¹⁷⁾見られるものの、それによって作成されたとまでは、言えないであろう。

新井の指摘は、そのまま受け入れられないが、この系図が安易に利用できるものではないことは、確かである。

まず、中心となる系線は、「日本得魂命—意富那比命—乎縫命—小登与命」となっていて、「尾張氏系譜」とは全く異なる。また、その周辺の書き込みは、新井の言う「混乱」などというようなものではなく、「無茶苦茶」「支離滅裂」とも言うべきもので、この内容を整序する術を、私は持たない。

また、十七世孫丹波国造明国彦命に、「葬于加佐郡田造郷高野丸子山」の注記があるが、この田造郷という郷名は、萩岡良弼が、『丹後国風土記残欠』が偽書である証拠として挙げたものの一部に他ならない⁽¹⁸⁾。

さらに旧稿において指摘したことだが、これも、『残欠』の偽書たる所以を証するものとして、「凡海郷陥没」の記事があるが、全く同文の記述が『海部氏勘注系図』にも見出される⁽¹⁹⁾。この系図は、安易に利用できない。

新井説に対しての異論を正面から提示しているのが、尾関章である⁽²⁰⁾。（松前健の所論も新井説とは異なるが、尾張自生説であることによって、「出自論」としては、新井側である。重松明久は対立するが、新井以前である）尾関の所論は、太田・田中等が基本的には宣長説をベースにしているのに対して、考古学上の所見と地名・人名などを主な論拠として史料の整合的な理解を図ろうとするもので、方法的には、上遠野浩一・中村修・加藤謙吉⁽²¹⁾などと立場を同じくする。

尾関説については、発表媒体と論調のある種の特徴の故か、あまり論じ

られて来なかったが、放置されてよいものではないと思う。⁽²²⁾

尾関説は、思い切って約めて言えば、次のごとくである。

尾張氏の本拠は河内であり、葛城はその交流・通婚圏である。その尾張氏が畿内政権の東方系略の一翼を担って東漸し、美濃・尾張に拠点を置いた。(この見取り図の限りでは、大和と河内の差異を除けば、田中等のそれと共通する。)この尾張氏が最初に拠点化した「尾張の地」とは、現岐阜県の各務原一帯であり、当時は「尾張」であったこの地は、後の国境策定により、美濃国に移・編入されたため、諸々の誤解が生じるのである。尾張氏はその後、濃尾平野の諸氏族を再編・統合し、熱田に拠点を移すことになる。吉備地方の「尾張」の影は、「尾張の尾張氏」の進出の結果ではなく、「河内の尾張氏」の、東の尾張と対照される西方進出の結果と見る。既存の大和出自説が、専ら尾張への移住を主題とし、その前後の大和を論じていないのに比して、注目すべき見解であると思う。

この尾関説は、自身の言う「膨大にすぎる本の『検索読み』」に支えられているから、検索そのものの当否(材料の信憑性)、解釈の当否、位置づけの当否など、多様な検討を必要とし、また、立論の前提としての「方位論」「地域の有するステイタス論」、「煙あるところ必ず火あり論」(雲や霞ではないこと、ましてや、ドライアイスなどではないことの証明)など、理論上の問題もある。

私としても、評価を定めるに至っていないことを、率直に告白しなければならぬのだが、論及だけはしなければならぬと思う次第である。

検討にあたっては、まず尾関論の「枝葉をとり払う」必要性を感じている。

尾関がしばしば比喩を用いる響に倣って言うならば、「愛の水中花」(五

木寛之作詞の歌謡曲)からの脱却である。「これも愛 あれも愛 たぶん愛 きつと愛」の先には、「愛かも知れない」「ひよっとしたら愛」「愛ではないと言いつけられない」が拡散し、愛の姿は、茫漠としたものになる。

紙数の関係で、ここで例示することは断念せざるを得ないが、このように言うことの意味だけは述べておきたい。

○まず、事実認識として誤っているもの。

これは削除しなければならない。

○次いで、きわめて危ういと思われるもの。

これは、数をつみ重ねるとそれなりの「証拠」となり得るとの見方もあろうが、逆に、全体を「胡散臭い」と思わせる効果もある。

○異説があることに触れられていないもの。

これは、しっかりと評価を示さなければ、我田引水と受け取られてしまう。

このような古代史上のテーマについて、「確たる核」となる根拠を提示せよと言うのは恐らく「無いものねだり」であろう。だが、少しでもそれに近づく方法を見出したいというのは、私の自戒でもある。

その上で、裁判とは異なつて、「状況証拠」は認識上の有効な根拠となる。そして、これも裁判とは決定的に異なることとして、論争は、認識を豊かにするということがある。

尾関の「系譜」論は、言わば「傍論」として述べられている。つまり、他の諸説が、まず「系譜」から説くのに対して、尾関は、分析結果に基づいて「系譜」を考えている。

前・後半の不連続を認めた上で、十世までの骨格は尾張氏発祥地Ⅱ大和川流域における古い記憶の反映であったのではないかというのが、尾関の

説明である。(尾張に定着した尾張氏が、ある段階で、改めて乎止与命以下の系譜を作成するにあたって、伝承を掘り返したという理解か。)

新井以前・以後も、(系譜が二分割されることは認めても)、乎止与命から系譜がはじまる(そこに、起点がある)ことの意味で解明を試みている説はないと言うべきではあるまいか。

五 「系譜」再論

新井は、「尾張氏系譜」の不連続を指摘しその前半部と後半部の成立の前後関係を論じたが、その差異にはあまり、意を用いていない。しかし、前・後半に二分割されるということを前提にして検討してみると、この両者には、さらにいくつかの相違点が見出される。

まず、前半部には、尾張(尾治)を示唆するものは、四世孫建額赤の妻「葛城尾治置姫」の名前が唯一の例であり、後半部には、葛城は全く姿を現わさない。

これは、移住説にとって、弱点の一つである。前半にもつと尾張氏の姿が現れてもよいのではないか。後半に葛城の「残影」くらいあってもよいのではないか。

顕著な違いとして目に付くのは、前半部では、氏の「本宗」たる人物には、必ず妻の名を記し、その所生の子を次の世代につなげているのに対して、後半部では、乎止与・建稲種の二世代にのみ、それが記されるが、以下では、一切それが見られないことである。

また、前半部では、それ以外の人物には、始祖注記があり、かつその人物以下の系譜が省略されているのに対して、後半部では、「始祖注記・以

下省略」の人物も六名あるものの、注記なしで以下省略されている者も、承継者を除いて、七名ある。

新井は、この「始祖注記・以下省略」を、「天孫本紀では」として、当該系譜全体にわたる特色としているが、これは誤読であって後半部では、「注記なし・以下省略」形が、半数に及ぶのである。

さらに、前半部は、八世の倭得玉彦に至るまで、一系の筋は明確に示されるときにも、多数の分出氏族の始祖を注記し、その後を想定すれば、まさに壮大な同族パノラマが展開するであろうと見られるのに対して、後半部は、かなり貧弱で、その上、内部で二ヶ所の不連続が見られ、しかも「以下不明者」(これは、他氏として析出されることなく、尾張氏族そのものを肥大化させて行くことを意味するか)が多い。

これらを勘案すると、前半部と後半部とは、その作成原理が全く異なるように思われる。それは、同一系譜の内部において、経年的に生じているズレではなく、むしろ二つの系譜を、成立後に継ぎ合わせたもののごとくである。

そのうえで、両者に共通する重要な特徴が見出される。それは、皇室につながる一群が、大きなウエイトを占めることである。(特に、後半部では、その比重が大きい。)そして、女性に配偶者を記すのは、このグループに限られる。それは、一族の女性が、皇族の妻となり、母となることを示すための、原理的表記である。その原理からすれば、大海媛の場合も、関係人物の多寡に関わらず、このグループに属することになる。

これは、氏族系譜の莊嚴化を図るものだとする通説は正しいだろうが、系譜の本質が「世継ぎ」の明示にあることからすれば、本筋とは別の「修飾部分」であることも認めておく必要があると思う。

そこで、大きな問題が二つある。その一は、四世孫瀛津世襲の「尾張連等祖」という注記である。『記紀』によれば、このグループ内におけるこの注記は、何の問題もない。しかし、この「尾張氏系譜」の原理からすれば、これは説明がつかない。新井のように、これを物部氏による加筆としても、解決がつかない。

この問題について、上遠野浩一は、「少々大胆な考えではあるが」と断つた上でのことであるが、「もともと尾張氏の系譜ではないと考えるべきではないか。」「大和を本拠とする県主級の氏族」から、尾張氏が「系譜を篡奪または私物化した結果、尾張氏の系譜という事柄のみが一人歩きし」ただと論じ、さらに、「地方豪族尾張氏が、比較的早い段階から皇妃伝承を伝える理由は、まさに大和の氏族から系譜を篡奪または私物化した結果」と主張する。

新井はここまで徹底しなかったが、尾張出自説、後半部先行成立説に、私という系譜表記原理を重ね合わせれば、当然に出てくる結論である。

しかし、この一群と、後半部の応神関係の一群とを合わせ考え、とにかくにも、尾張氏の系譜との認識の下に結合されたものであることを踏まえると、別の解釈も可能ではないかと思われる。

瀛津世襲に関する伝承は、『記紀』に採られていることから、単に尾張氏の自己主張ではなく、王権によって承認されたものである。それは、和珥氏の間係をふくめて、「尾張氏系譜」とは別に、独立して存在していた可能性がある。

そして、本来の「尾張氏系譜」には、瀛津世襲の名はなかったのではあるまいか。

それを結合させるのは、簡単ではなかったであろう。そもそも七世の

建諸隅が孝昭朝大臣であるのと、四世の瀛津世襲が孝昭朝大連であるのは、全くの矛盾である。これを四世に組み込んだのは、失敗なのである。

このグループを結合させるに際して、系譜の記載原理との整合性の徹底に意が及ばなかった。俗な言葉で言えば、系譜作成者（個人であれ、氏族内の集団であれ）が、系譜莊嚴化にあたって、「ドジを踏んだ」のである。

言うまでもなく、これは一つの仮説（それも、上遠野に倣って言えば、「相当に大胆な」）である。ただ、これは、系譜が、上方から下方に流れる一つのもの、新井のように加上とするもの、尾関のように「回想」の結果とするもの、などの、いずれの場合であっても、矛盾はしない仮説である。

もう一つの問題は、後半部にある。

十三世尻綱根は、系図の本質からすれば、応神の側に引きずられるのではなく、尻綱根―稚彦―の側につながって行かなければならないものであるが、稚彦と尾治弟彦との切れ目も、世代表示としては、曖昧である。

何故そうなるのか。私は、後半部の前半は、もともと、系図として、乎止与―建稲種―尻綱根―稚彦のごとく成立していたのではなく、応神―仁徳につながる、一つのまとまった伝承として存在したのではないかと考える。それを利用して、系譜化しようとした際に、十四世以下の系譜と、確定的につながりという点で、問題があったのではあるまいか。

乎止与―建稲種が一人ずつであるのは、それが系譜の始点だからではなく、『記』においても採用されているような「伝承」は、建伊那陀とその女の間係のまとまりであって、尾張氏の系譜を含むものではなく、「起点云々」とは無関係だったと考えるのである。

そのような理解に立って、改めてこの「系譜」全体を検討してみると、

それは、四つの部分に大別されていると考えることができそうである。

(A) 天火明―天香語山―天村雲―天忍人―天戸目から弟彦に至る系譜。

(B) この(A)を修飾する天忍男から日本足彦国押人に至るグループ、

及び大海媛関係。

(C) 乎止与―建稲種から、応神天皇の五皇子・六皇女に至るグループ。

(D) 尾治弟彦から尾治乙訓与止に至る系譜。

これを新井のごとく、 $(A) + (B) + (C) + (D)$ と整理すること

も不可能ではないが、 $(A) + (B) + (C) + (D)$ とすべきではないか。

(C)と(D)が不連続であること(D)の内部がさらに不連続なのは、(C)と(D)とのつなぎの不首尾の反映と見るのだが)の意味を、次のように考えるからである。

(C)のグループは、それとして独立して存在していた伝承である。乎止与を一つの起点として作成さるべき「系譜」の核となる素材として、まずそれが定置された。

その上で、その前後に、整理された形の(A)(元来(B)を伴った存在であったか、後に(B)を付加したのかについては、判断の仕様が無いのだが)と、かなり粗雑な(D)をつないだのが、現状の「系譜」である。

(D)の冒頭は、曖昧さを残したまゝ、となっている。(A)については、乎止与につなぐキ―・パーソンを特定できなかった。(加上であれば、それを案出できなかったことになるし、仮冒であれば、誰かを選択せねばならぬ。本来、一体のものであれば、こういう問題は起きない。)

そこで、その接合を暗示する人物を「案出」した。いささか「悪のり」のきらいがあると自戒の念も起きないわけではないが、敢えて言えば、両者を「縫合」する役割を担うのが、大縫・小縫なのではあるまいか。

それはともあれ、この不連続を解消しようと試みた論者たちが、小縫を以て上・下を(少なくとも、下へは大縫をつなげない)つなぐのは、意味がありそうである。

大確・小確を典型として、兄弟・姉妹をめぐる伝説では、ほとんどの場合、弟・妹の側が有意の役割を果たしている。無意識であれ、意識的であれ、小縫がリアリティを持つことを、「系譜」作者は狙ったのではあるまいか。

以上のように、「尾張氏系譜」が、切れ目のない一貫した一つのものとするのは、やはり無理だと思われる。だが、そこから、何を読み取ればよいのか。

既述のように、新井は、「系図」の後半部(乎止与以下)の先行成立を想定し、それを以て、尾張氏の尾張本貫(地域自生)説を提唱した。この論理構成については、あまり論じられて来なかった。私自身も、自生説を前提に考察して来た面がある。

しかし、「系譜」が自ら語っているその内容から、直ちに、後半部先行成立は導かれるものであろうか。

新井の「系譜」分析から、直接引き出せる結論は、この「系譜」は、一つのまとまった体系として存在するのではなく、そのまとまりを綻びさせる「異質」な部分を含んでいる(あるいは、それを重要な構成部分としている)ということであろう。

新井は、乎止与が、尾張氏の「一つの起点」であることを根拠に、この部分の先行成立を推定した。

注目すべき指摘であるが、私は、もう一步踏み込んで論じるべきだと思う。

それは、系譜における「一つの起点」の意味をさらに明確にすることと、後半部に内在する「まとまりの悪さ」に留意するということである。

前者については、初代国造という「一つの起点」から始まる系譜というのは、端的に言えば、「乎止与を始祖とする、尾張、国造家の系譜」ということではないか。言い方を変えれば、これは本来、尾張氏の系譜ではないということである。とすれば、前半部なしでも、一つの完結体をなしていることになる。これは、新井説を補強する。

後者については、既述のように、(C)と(D)とは不連続であり、(D)の内部も、切れている。私見によれば、(C)は、元来、系譜ではなく、それとは独立して存在していた、建稲種から応神に至る「伝承」(『記』では、建伊那陀宿祢だが、そこに採られていることは、それが尾張氏の自己主張であるにとどまらず、政権により「公認」されていたことを意味する)であろう。その伝承を、「国造始祖乎止与」と一体化させて核とし、や、不整備だった(D)につないだのであろう。この「系譜」には、国造乎止与は出て来ないが、ここで『国造本紀』を援用することは許されよう。⁽²³⁾そして、ここでの主役は、系譜文章上の位置が華やかな建稲種ではなく、乎止与である。

この「系譜」の前半部(A) + (B)と後半部(C) + (D)の接続の不手際から見て、「尾張氏系譜」の作成にあたり、「尾張国造家系譜」を組み込んだとは考えにくい。乎止与・建稲種の代に至って、突然、「〇〇之祖」などの形をとる一族は、雲散霧消してしまう、あるいは、系譜から抹消されることは、あり得ないであろう。

現に尾張に在住している、尾張国造家である尾張氏にとって、何よりも必要なのは、国造家たる所以を証明する系譜であり、それは第一義的に求

められる。その上で、国造家たる尾張氏が、その前身に、どのような系譜を負っているのか、それが課題となる。

ところで、新井は、後半部先行成立説と、尾張自生説を直結させているのだが、そこには、もう一つ媒介項が求められるのではなからうか。

新井の主張の背景にあるのは、移住者であるならば、最初からそのような体系を組み立てるであろうから、それをしないで、後半部を先行させるのは、移住者ではないという判断であろうか。これは、少し苦しいと思う。

乎止与が「一つの起点」であるというのは正しい。しかし、尾張氏にあっては、いくつもあり得る中での「一つの起点」である。それが、重い、ある意味では絶対的起点となるのは、「国造の始祖として」である。

その場合、それが先行するから自生という論理は成立しない。

国造には、地元の土着豪族が任命されるとしても、「土着」とは、「移住定住者」を含む概念であり、地元自生とは限らない。

新井の自生説が完璧とは言えぬことを論じて来た。しかし、そのことは、移住説に再帰することを意味しない。それもまた、「尾張氏系譜」論の限りでは、論証されていない。

太田・田中等の説は、『記紀』との整合性も含めて、一定の合理性を有しているが、その対応関係は、前半部分で「完結」しており、倭得玉彦についての仮説を前提にしなければ、尾張には及ばないし、また不連続問題の解決もついていない。

また、『記紀』の、ほぼ全面的な承認を前提としており、国造制の問題をはじめとする、今日の研究水準との関係からも、容易に承認できない面も多い。

むすび

めぐりめぐって、新井喜久夫の「天孫本紀・尾張氏系譜」論は、採るべき点が多いものの、全面的に依拠することはできないという結論に至った。新井説の一部に、「修正案」を示したものの、「系譜」そのものを内在的に「解剖」し、その体系を提示し得る方法を見出すに至ることができなかった。あるいは、「系譜」から、出自を確定することは、できないのではないかとも思われる。

そうであるならば、史料の総合的な分析の結果を踏まえて、「系譜」に對峙することが必要なかも知れない。

さらに、尾張氏論が、その出自論のみによって支えられるものではないことも、言うまでもないことである。

問題のとば口で、立ち止まっていることに忸怩たる思いがあるが、他日を期すことを約して、ひとまず、稿を閉じる。

以上

(1) 本居宣長『古事記伝』二十一之卷。大野晋・大久保正編輯校訂『本居宣長全集』第十卷(筑摩書房 一九八九年)。

(2) 栗田寛『栗里先生雜著』卷七(吉川半七 一九〇一年)。復刻版は、山里純一校訂『続日本古典全集 栗里先生雜著二』(現代思潮社 一九八〇年)。

太田亮「八坂入彦命と尾張氏の濃尾移住」(『歴史地理』二五卷五号 一九一五年)・同『日本国誌資料叢書』(磯部甲陽堂 一九二六年)。復刻版は、『日本国誌資料叢書』第十卷尾張(臨川書店 一九七三年)・同『姓氏家系大辞典』(姓氏家系大辞典刊行会 一九三四～三六年)。復刻版は、『姓氏家系大辞典』(角

川書店 一九六三年)。

太田の三著の当該部分は全く同文である。

高群逸枝『母系制の研究』(厚生閣 一九三八年)、『高群逸枝全集』第一卷(理論社 一九六六年)として再刊。

他に簡潔に述べたものとして、吉田東伍『大日本地名辞書』(富山房 一九〇二年)・飯田武郷『日本書紀通釈』卷之十九(大鏡閣 一九〇二年)・久米邦武『日本古代史(日本時代史第一卷)』(早稲田大学出版部 一九二六年)・『愛知県史 第一卷』(愛知県 一九三五年)等がある。『愛知県史 第一卷』は凡例によれば、第一期第一章は川上多助及び岡本堅次が起草し、川上多助が全巻を補訂したとある。『愛知県史』以後に新たな展開は見られない。

重松明久「尾張氏の熱田社奉祀をめぐって」(『古代国家と宗教文化』(吉川弘文館 一九八六年)。初出論文名は、「尾張氏と間敷屯倉」(『日本歴史』一八四 一九六三年)。

(3) 新井喜久夫「古代の尾張氏について」(『信濃』二七卷一・二号 一九六九年)。
同「古代の尾張と尾張氏」網野善彦・門脇禎二・森浩一編『継体大王と尾張の目子媛―新王朝を支えた濃尾の豪族たち―』(小学館 一九九四年)。同書は、一九九三年六月五日・六日に、愛知県春日井市において開催された第一回春日井シンポジウムを収録したもの。

同『新修名古屋市史 第一卷』(名古屋市 一九九七年)第五章第二節。

(4) 「天照御魂神考」『日本神話と古代生活』(有精堂出版 一九七〇年)。初出は、『国学院雑誌』六二卷一〇号(一九六一年)。

(5) 松前健「尾張氏の系譜と天照御魂神」『古代伝承と宮廷祭祀』(塙書房 一九七四年)。初出は、三品彰英編『日本書紀研究』第五冊(一九七一年)。

(6) 内川敬三「熱田社と尾張氏」。遠藤元男博士還暦記念日本古代史論叢刊行会編集『遠藤元男博士還暦記念日本古代史論叢』(遠藤元男博士還暦記念刊行会 一九七〇年)。

(7) 弟彦―淡夜別の系線などは、何を表現しようとしているのか、意味不明である。全体として、賛成できない。

(8) 後述のように、田中卓は、大筋において、太田説を追認している。一つの到達点とも言える説である。

- (9) 新井以前の「尾張氏論」を徹底するのは、宣長説である。
- (10) 『新修名古屋市史 第一巻』(名古屋市 一九九七年) 第五章第二節。
- (11) シリーズ「古代氏族の研究12」(青垣出版 二〇一八年)。
- (12) 上遠野浩一「尾張氏系譜に関する若干の考察」横田健一編『日本書紀研究』第二十三冊(二〇〇〇年)。
- (13) 田中卓「真清田神社の創祀と発展」『田中卓著作集』一一一(神社と祭祀)(国書刊行会 一九九四年)。これは、同年発行の、真清田神社史編纂委員会編輯兼発行『真清田神社史』の当該部分と同文。なお『真清田神社史』の第二章第三節の1「尾張国はもと東山道か」は、『田中卓著作集』六(律令制の諸問題)(国書刊行会 一九八六年)所収の同名論文と、細部に異なるもの、ほとんど同文。同論文の初出は、『皇学館大学史料編纂所報』二六(一九八〇年)。
- (14) 『愛知県史 資料編6 古代1』(愛知県 一九九九年) 史料番号一〇三四。
- (15) 神道大系編纂会編『神道大系』古典編一三(神道大系編纂会 一九九二年)。
- (16) 注(10)に同じ。
- (17) 吉川敏子「古代丹後の海部直の系譜」『氏と家の古代史』(塙書房 二〇一三年)。
- (18) 萩岡良弼「丹後国風土記偽撰考」(『歴史地理』三巻五号 一九〇一年)。同『日本地理志料』(東陽堂 一九〇二―一九〇三年)。復刻版は、京都大学文学部国語学国文学研究室編『諸本集成 倭名類聚抄 外篇 日本地理志料』(臨川書店 一九六六年)。
- (19) 福岡猛志「丹後国風土記残欠」についての基礎的検討『愛知県史研究』一七(愛知県 二〇一三年)。
- なお、加藤晃は「丹後国風土記残欠」との訣別(『舞鶴地方史研究』三六二〇〇四年)において、「残欠」と「勸注系図」は、同一人物によって、同時に偽造されたものと推定している。
- (20) 尾関の論稿は多数あるが、特に重要と思われる論文名を抄出しておく。
- ・「ミノ地名と濃尾と吉備」(『東アジアの古代文化』一〇一 一九九九年)。
 - ・「方位論再考Ⅱ―断夫山は尾張氏か①」(『古代史の海』七一 二〇一三年)。
 - ・「方位論再考Ⅲ―畿内の場合と尾張氏論補遺」(『古代史の海』七四 二〇一三年)。

- ・「諸賢の『尾張氏』論に問う」(『古代史の海』七八 二〇一四年)。
 - ・「続・諸賢の『尾張氏』論に問う」(『古代史の海』七九 二〇一五年)。
 - ・「尾張連と尾張国造―上遠野浩一氏からの批判に謝して―」(『古代史の海』八一 二〇一五年)。
 - ・「考古資料と『日本書紀』―古代氏族ヲハリ(尾張)氏とムゲツ(身毛津)氏で考える―(上・中・下)」(『古代史の海』一〇〇・一〇一・一〇二 二〇一二年・二〇一二年)。
- (21) 上遠野浩一「尾張氏の発生について」横田健一先生古稀記念会編『文化史論叢―横田健一先生古稀記念―上』(創元社 一九八七年)・同前掲注(12)論稿・同「尾張国造・海部・伴造・屯倉」横田健一編『日本書紀研究』第二十四冊(塙書房 二〇〇四年)。
- 中村修「伊勢湾海民とヲワリ王権」横田健一先生米寿記念会編『日本書紀研究』第二十七冊(塙書房 二〇〇六年)。
- 加藤謙吉「尾張氏・尾張国造と尾張地域の豪族」篠川賢・大川原竜一・鈴木正信編著『国造制の研究―史料編・論考編―』(八木書店 二〇一三年)等。
- (22) 尾関論稿について言及しているものは、上遠野対尾関の論争以外に、管見に触れない。
- 上遠野浩一「尾張氏の本貫地について―尾関章氏の尾張氏論に対して―」『古代史の海』八〇(二〇〇五年)
- 尾関の反論は注(20)に所掲。
- 私自身、尾関論稿に接したのは、某カルチャーセンターの受講生から、論文のコピーを渡され意見を求められたのが、きっかけであった。疑問とする点多々あって、本格的に検討することができず、『愛知県史 通史編1 原始・古代』(愛知県 二〇一六年 第五章第一節(平野岳美と共同執筆)においても、言及するにとどめざるを得なかったが、論じねばならぬものと思う。
- (23) 『記紀』『尾張氏系譜』『寛平熱田縁起』『国造本紀』等は、それぞれ独自の内容を持っている。相互に補い合う場合には、その点に留意すべきであろう。
- たとえば、この「系譜」には、乎止与が国造であることは記されていない。また、宮酢媛も出て来ない。だが、乎止与が国造であることを無視して、この「系譜」の解釈はできない。

『古事記』の建伊那陀宿禰関係の記事では、「系譜」に見える人物の全てが記されている訳ではない。

乎止与と建稻種が親子であることを記すのは、この「系譜」と『寛平熱田縁起』だが、後者の主人公は、稻種公と宮酢媛であり、乎止与は、バイ・プレーヤーである。「稻種公者火明命十一代之孫 尾張国造乎止与命之子 母尾張大印岐之女真敷刀婢命也。実尾張氏祖也」とある。

この『縁起』を根拠に、「系図」における、乎止与・建稻種の位置・役割を論じるのは、慎重であるべきだろう。

〔付記〕

本論の準備中、新井喜久夫さんの訃報に接した。痛恨の極みである。新井さんの温顔を偲びつつ、謹んで、本稿を、ご霊前に捧げたい。

(日本福祉大学名誉教授)